

19 図書館教育

(1) 学校図書館の役割

① 学校図書館の位置付け

ア 法的位置付け

学校図書館法第3条には、「学校には、学校図書館を設けなければならない」とあり、また学習指導要領総則（平成20・21年文部科学省告示）では、指導計画の作成（教育課程の実施）等に当たって配慮すべき事項において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童[生徒]の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と規定された。

今回の学習指導要領の改訂では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童[生徒]の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童[生徒]の自主的・自発的な学習や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と示され、下線部が付け加えられた。

〈小学校学習指導要領（平成29年3月）「第1章 総則」より〉、〈中学校学習指導要領（平成29年3月）「第1章 総則」より〉

イ 法的に規定された供用方法

学校図書館法 第4条（学校図書館の運営）

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

② 学校図書館の機能・役割

ア 児童生徒の【読書センター】としての機能

児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場としての機能。

イ 児童生徒の【学習センター】としての機能

児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場としての機能。

ウ 児童生徒の【情報センター】としての機能

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場としての機能。

エ 教員へのサポート機能

(ア) 学校図書館法第2条（学校図書館の定義）・第4条（運営）に、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としての位置付けも明記されている。

(イ) 学校図書館の機能の計画的な利活用は、各教科等を通じて全ての教員に求められている。指導の改善・充実のために、全ての教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていく必要がある。また、教科指導等のために必要な図書館資料の収集やレファレンス・取り寄せなどを行うことも重要な役割の一つである。

オ その他の機能・役割

- (ア) 児童生徒の「心の居場所」の提供 … 教室内の固定された人間関係から離れ、一人で過ごすしたり、年齢の異なる人々との関わりをもったりすることができる場となる。
- (イ) 家庭・地域における読書活動の支援 … 地域における読書活動の核として、学校図書館の地域開放など、その施設や機能の活用を図っていくべきとする要請も多くなっている。
- (ウ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割…これからの学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となることが一層期待されている。

(2) 学校図書館の運営

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、図書館主任や司書教諭が中心となり、教職員、学校図書館担当事務職員（いわゆる学校司書）、ボランティアや保護者が連携・協力して、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図っていくことが大切である。

司書教諭は、学校図書館法の改正により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に配置されるようになった。高等学校には、学校司書又は非常勤司書等が配置されている。

教職員が学校図書館の組織・運営に積極的に参画し、司書教諭のみならず、全ての教職員が連携して、児童生徒の読書活動・学習活動を推進していくことが重要である。そのために、各学校における校内研修や研究会などを通じて、学校図書館の重要性についての共通理解を深め、教職員の協力体制の確立や理解を促していくことが大切である。

【参考】学校図書館の現状

出典：平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について（平成28年10月13日 文部科学省児童生徒課）

* 学校図書館図書標準の達成状況（平成27年度末現在）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。各学校の校種及び学級数に応じて、標準蔵書数が設定されている。（例）12学級の小学校では、7,960 冊

6学級の中学校では、7,360 冊

小学校	徳島 (70.1%)	全国 (66.4%)
中学校	徳島 (53.0%)	全国 (55.3%)

- ・本県では学校図書館図書標準の達成状況が、小学校では全国平均を上回っている。中学校では現在図書整備に努めている。
- ・本の冊数は多くても、その本の情報が古くなっていたり、種類が偏っている場合がある。
- ・国においては、学校図書館図書標準の達成に向けて、平成29年度からの「第5次学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、所要の地方財政措置を行っている。ただし、用途を特定しない一般財源として措置しているため、実際の予算措置率は100%を下回っており、財政状況を踏まえた図書館資料の適切な追加・更新が望まれる。
- ・司書教諭を発令している学校の割合は、本県の12学級以上の学校では100%だが、今後は、小規模校への対応や司書教諭の勤務条件の整備が必要である。
- ・学校図書館を活用した活動の、学校の年間指導計画等への位置付けが課題である。
- ・公共図書館のレファレンスサービスや団体貸出を活用するなどの連携が、更に必要である。

(3) 学校・園・所における子供の読書活動の推進

① 子供の読書活動の推進

ア 子供の読書活動の広まり

- (ア) 「子供の読書活動の推進に関する法律」(平成13年)の制定。
- (イ) 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年・20年・25年)の策定。
- (ウ) 「国民読書年」(平成22年)
- (エ) 各都道府県が読書活動推進計画を策定。本県も「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第四次推進計画〕」(令和元年)を策定し、家庭、地域、学校の連携のもと県民総ぐるみで、子供が自主的に読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指し、様々な取組を進めており、学校における「読書の生活化プロジェクトVー本や新聞記事について友達や家族と語り合おう!ー」の推進を重点目標の一つとしている。
- (オ) 学校においても、全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトーク・読書マラソン・読書会・読書討論会・読書郵便・ビブリオバトルなどの取組が行われるようになっている。

イ 言語力の涵養の要請

- (ア) 平成19年度からの全国学力・学習状況調査結果から、知識・技能を活用する力の不足が問題となっている。
- (イ) 学校教育法第21条において、新たに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定された。
- (ウ) 学習指導要領の教育課程実施上の配慮事項として、各教科等の指導に当たって、言語環境の整備と言語活動の充実が強調されている。

② 学校における読書活動の推進

ア 学校図書館の利活用

学校においては、学校図書館が児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。

- (ア) 全ての児童生徒に向けて、読書の楽しさを伝える効果的な指導・活動の手法を開発する。
- (イ) 読書の楽しさを知る児童生徒にも、更に読書の幅を広げる指導を充実させる。
- (ウ) 学校全体として組織的に計画的に取り組む。
 - (例)・異校種間・異学年間の連携による取組の推進(上級生による読み聞かせなど)
 - ・地域の読書活動団体等の協力を得て、特色ある取組を展開
 - ・多様な取組事例の広報・情報提供
- (エ) 「読書便り」「学校図書館便り」、学校図書館のホームページ開設などを通じ、家庭や地域に向けて発信する。
- (オ) 学校図書館が窓口になって、地域の団体や公共図書館との連携を推進する。
- (カ) 放課後開放された図書館で読書を通じた交流活動を実施する。

イ 教科等の学習における活用促進

- (ア) 授業における学校図書館の活用を拡大する。
- (イ) 言語活動の充実や調べ学習への活用については、従来活用が進んでいる教科だけでなく、様々な教科等における活用を促進するとともに、効果的な活用方法の調査研究を行う。
- (ウ) 司書教諭による図書館利用指導の手法を発展させ、児童生徒の情報活用能力を育てる指導法を開発する。
- (エ) コンピュータ、ソフトウェアなどの情報手段を導入し、情報教育と連携した効果的な取組を開発する。

- (オ) 図書以外にも、新聞・雑誌・DVD・情報ファイルなどを整備する。
- (カ) 各種事典や図鑑・データブック・年鑑などの参考図書や郷土資料を整備する。
- (キ) 学校図書館の図書を使って学習を行うためのスペース（調べ学習コーナー等）を整備する。

ウ 教員サポート機能の発揮

学校図書館法による明確な位置付けに基づき、従来児童生徒用中心であった資料収集に教員用の指導資料等を加える。

子供と向き合う時間の確保・授業の準備時間などのためにも、身近な情報資料拠点である学校図書館を教材研究や授業準備の支援に有効に活用していけるようにする必要がある。

- (ア) 教員向けのレファレンスや、教材・資料の取り寄せサービスを実施する。
- (イ) 文部科学省や教育委員会・教育研究所などからの有効資料の収集や、教員作成の学習指導案等の資料を収集、蓄積し、活用できるようにする。
- (ウ) 地域の公共図書館や他校の学校図書館、教育センターとの資源共有システムを構築する。
- (エ) 各教員が学校図書館を活用した授業をするとき、司書教諭が必要な助言を与えることができる体制を整備する。
- (オ) 学校図書館を活用した授業や読書活動に関する校内研修等を学校図書館担当者が主催する。

エ 学校図書館を活用した子供の居場所づくり

- (ア) 司書教諭・学校司書・ボランティアなど、大人が昼休みや放課後に常駐する体制を整える。
- (イ) 児童生徒による図書委員会活動を活性化し、学校図書館運営に主体的に参画させる。
- (ウ) 自由な読書のための、ゆったりとしたスペース・環境づくりを目指す。

～学校図書館の活用高度化に向けた視点～

- 視点①：学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。
- 視点②：家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。
- 視点③：「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。
- 視点④：学校図書館の教員サポート機能を充実させる。
- 視点⑤：「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。
- 視点⑥：放課後の学校図書館を地域の子供たち等に開放する。

③ 幼稚園等における読書活動の推進

幼稚園等においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、子供が絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うとともに、家庭と連携した取組によって、保護者等に対し、読書活動、読み聞かせなどの大切さや意義を普及させ、民間団体との連携、読書を通じた小・中学生との異年齢交流を進めるなど、子供たちの多様な本との出会いを工夫することが大切である。

(例)・民間団体との連携や異年齢間交流による、絵本の読み聞かせ、お話し会、紙芝居や人形劇などの実施

- ・絵本コーナーの活用による、幼児・保護者への絵本の貸出し
- ・読み聞かせの技術や、幼児が絵本に積極的に親しめる環境づくりの工夫

<参考文献>

- ・「平成28年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について」平成28年10月 文部科学省
- ・「学校図書館の整備充実について」平成28年11月 文部科学省初等中等教育局
- ・別添「学校図書館ガイドライン」平成28年12月 文部科学省初等中等教育局
- ・「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第四次推進計画〕」令和元年10月 徳島県教育委員会